

# **「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」 の一部改正について**

---

**平成31年1月23日**

**総務省 総合通信基盤局**

# 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」※の概要

1

※平成13年4月策定・平成27年10月全部改正・平成30年1月最終改正

## 概 要

- 認定を受けた電気通信事業者(認定電気通信事業者)は、電柱・管路や鉄塔等の設備保有者に対し、その**使用権の協議**を求めることができるとされ、これに基づき、**当事者間の協議・合意によりこれらを使用することが可能**。
- 本ガイドラインは、この協議等に関する運用基準として、**認定電気通信事業者・設備保有者双方が遵守すべき標準的な取扱方法**を定めることにより、**認定電気通信事業者による線路敷設等の円滑化**を図っている。
- **鉄塔等**の空中線(アンテナ)の設置を目的とする設備については、物理的なスペースや景観上の問題等で新たな鉄塔等の設置が困難な場合もあることを踏まえ、**平成22年4月に本ガイドラインに追加**。

## 主な規定内容

### 対象設備

電柱、管路、とう道、ずい道、鉄塔その他の線路・空中線を設置するために使用できる設備

### 適用対象

電柱・管路等：電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者 鉄塔等：電気通信事業者

### 設備提供の原則

①公正性の原則、②無差別性の原則、③透明性の原則、④効率性の原則

### 貸与拒否事由

設備使用の申込みを受けたときは、空気が無い場合等、一定の場合を除き拒否しない

### 貸与の対価

公正妥当な方法により算定された原価に基づく適正な設備使用料

### 契約解除事由

契約違反や予期できずに設備を自ら使用せざるを得ない場合は、契約を解除できる

## 背景

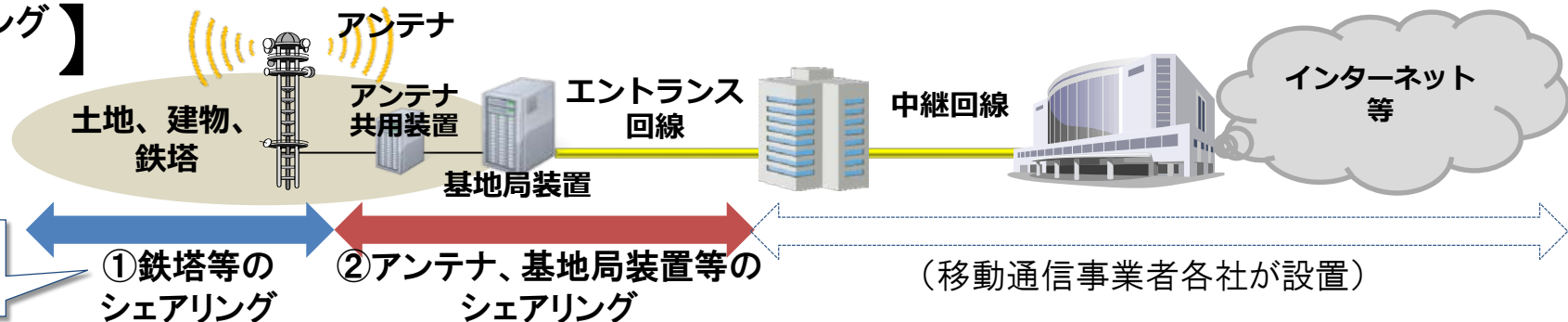
- 携帯電話の新たな規格である**第5世代移動通信システム(5G)**について、平成31年3月末頃までに周波数割当てが行われる予定。
- 特に、5Gの導入に当たっては、高速化・大容量化や高周波数帯の利用のために基地局の更なる小セル化や多セル化が必要となるが、物理的なスペースや景観上の問題等があるため、**鉄塔等の設備を他人に使用させ、又は複数事業者間で共同で使用する「インフラシェアリング」**がこれまで以上に重要となる。

※これを踏まえ、総務省では、平成30年12月、「インフラシェアリング」に係る関係法令の適用関係の明確化を図るガイドライン(「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」)を策定。

## 改正案

- これまで、本ガイドラインの**適用対象となる設備保有者**については、電気通信事業者以外の者が設置した鉄塔等の設備は本来に空中線の設置を目的として整備されたものではないため、**電気通信事業者に限定**。
- 今後、「インフラシェアリング」について、**鉄塔等の設備のみを保有する電気通信事業者以外の者が、鉄塔等の設備を電気通信事業者に使用させる事業形態も想定されることを踏まえ、本ガイドラインの適用対象となる設備保有者について、認定を受けた電気通信事業者に鉄塔等の設備を提供する者を追加**。

### 【インフラシェアリングの事業形態】



# <参考>「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の概要

- 5Gの導入に当たって、鉄塔等の設備を他人に使用させ、又は複数事業者間で共同で使用する「インフラシェアリング」がこれまで以上に重要となることを踏まえ、インフラシェアリングの活用による移動通信ネットワークの円滑な整備を推進する観点から、関係法令の適用関係について明確化を図るもの(平成30年12月策定)。



|           | ①鉄塔等のシェアリング                                                              | ②アンテナ、基地局等のシェアリング                      |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 事業の登録/届出  | 電気通信設備に該当しないため、 <b>不要</b>                                                | 電気通信設備に該当するため、 <b>必要</b>               |
| 無線局の免許    | <b>不要</b>                                                                | アンテナ、共用装置等： <b>不要</b> 基地局装置： <b>必要</b> |
| 提供条件等     | 電柱・管路ガイドラインに基づき、 <b>公平・公正な条件で提供</b>                                      | 接続・共用・卸ルールに基づき、 <b>公平・公正な条件で提供</b>     |
| 協議不調の場合   | 総務大臣の <b>協議命令・裁定</b> 、電気通信紛争処理委員会による <b>あっせん</b> 、 <b>仲裁</b> を利用可能       |                                        |
| 一体的提供の場合  | ①、②を一体的に提供しようとする場合も、移動通信事業者は、①、②ごとに、 <b>それぞれに適用される規律等に基づき提供を受けることが可能</b> |                                        |
| 聴取範囲の明確化  | 競争上の地位を危うくすることがないよう、 <b>移動通信事業者の事業計画等の聴取範囲を限定</b>                        |                                        |
| コンタクトポイント | <b>一元的な窓口(コンタクトポイント)の設置や、標準的な事務処理手続の公表</b> が望ましい                         |                                        |